

本県における外国人労働者の状況について

1. 外国人労働者の状況(令和2年10月末現在)

(単位:人)

外国人労働者数	※技能実習生数							
	8,761 (8,387)	前年同期比374人、 4.5%の増加		5,861 (5,722)	前年同期比139人、 2.4%の増加			
内訳	国籍別	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	ネパール	ミャンマー	その他
	R2.10月末	4,627	1,362	1,299	385	164	99	825
	(R元.10月末)	(4,240)	(1,325)	(1,406)	(312)	(159)	(90)	(855)
	構成比	52.8%	15.5%	14.8%	4.4%	1.9%	1.1%	9.4%
	※技能実習生数 R2.10月末	4,096	632	640	310	1	66	116
	(R元.10月末)	(3,874)	(650)	(751)	(248)	(5)	(58)	(136)
	構成比	69.9%	10.8%	10.9%	5.3%	0.0%	1.1%	2.0%
	在留資格別	技能実習	身分に基づく在留資格	専門的・技術的分野の在留資格	資格外活動	その他		
	R2.10月末	5,861	1,321	923	519	137		
	(R元.10月末)	(5,722)	(1,256)	(771)	(546)	(92)		
	構成比	66.9%	15.1%	10.5%	5.9%	1.6%		
内訳	産業別	製造業	農業・林業	卸売業・小売業	建設業	宿泊業・飲食サービス業	医療・福祉	その他
	R2.10月末	3,884	1,226	893	841	316	284	1,317
	(R元.10月末)	(3,811)	(1,194)	(825)	(739)	(327)	(204)	(1,287)
	構成比	44.3%	14.0%	10.2%	9.6%	3.6%	3.2%	15.0%

※ 鹿児島労働局「外国人雇用状況の届出状況」による。()内は、令和元年10月末の数値
技能実習には、帰国困難により在留資格が「技能実習」から「特定活動(6ヶ月)」に変更された者も含む。

2. 特定技能外国人の状況(令和2年12月末現在)

総数	飲食料品製造業	農業	電気・電子情報関連産業	建設業	介護	外食業
204	98	74	23	5	3	1

※出入国在留管理庁

報道関係者 各位

令和3年1月29日

【照会先】

鹿児島労働局 職業安定部

職業対策課

課長 和田 滋

外国人雇用対策担当官 有馬 龍平

(電話) 099 (219) 8712

(FAX) 099 (216) 9911

鹿児島労働局管内における「外国人雇用状況」の 届出状況まとめ（令和2年10月末現在）

～外国人労働者数は8,761人。過去最高を更新するも、増加率は大幅に低下～

鹿児島労働局はこのほど、管内の令和2年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和2年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況のポイント】

- ◎ 雇用されている外国人労働者数は8,761人（前年同期比374人、4.5%の増加）、
外国人雇用事業所数は1,677事業所（同118事業所、7.6%の増加）となっている。
- ◎ 国籍別では、ベトナムが最も多く4,627人（外国人労働者全体の52.8%）、
次いでフィリピン1,362人（同15.5%）、中国1,299人（同14.8%）となっている。
- ◎ 在留資格別では、「技能実習」が最も多く5,861人（外国人労働者全体の66.9%）、
次いで永住者や日本人の配偶者などの「身分に基づく在留資格」1,321人（同15.1%）、
技術・人文知識・国際業務や平成31年4月に創設された特定技能などの「専門的・技術的
分野の在留資格」923人（同10.5%）となっている。
- ◎ 産業別では、製造業が最も多く3,884人（外国人労働者全体の44.3%）、次いで農業・林業
1,226人（同14.0%）、卸売業・小売業893人（同10.2%）となっている。

【別添 1】

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）

1 外国人雇用事業所及び外国人労働者の状況

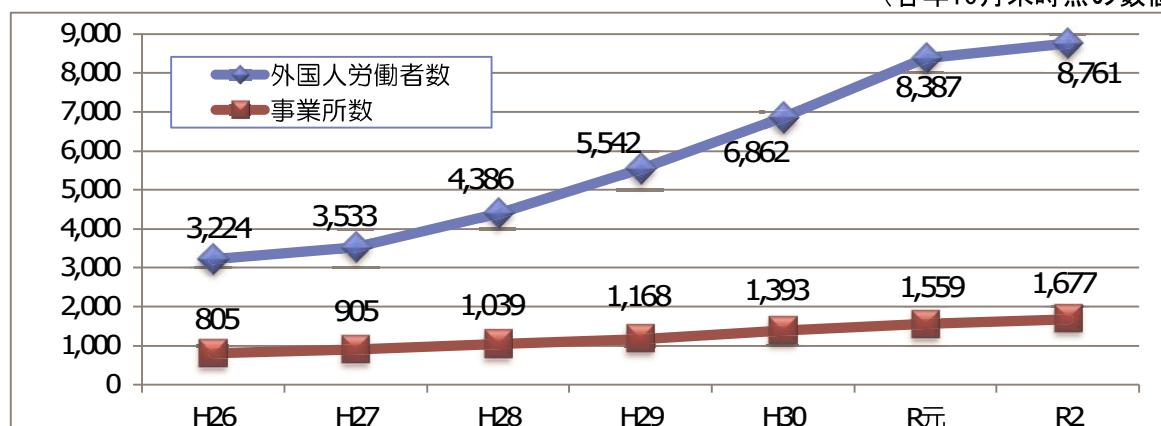
令和2年10月末現在、外国人雇用事業所数は1,677事業所、外国人労働者数は8,761人となっている。令和元年10月末現在の1,559事業所、8,387人と比較すると、外国人雇用事業所数は118事業所（7.6%）、外国人労働者数は374人（4.5%）の増加となっている。

しかし、外国人労働者数の増加人数については、近年5カ年推移における増加人数と比較して少ない増加となっている。産業別の要因として、宿泊業・飲食サービス業などにおいては新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用情勢に厳しさがみられる中、外国人労働者についても影響が生じているものとみられる。また、農業・林業などにおいては人材確保の需要は存在していることから、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う入国者の減少が背景にあると考えられる。

事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、953事業所（外国人雇用事業所全体の56.8%）、次いで「30～99人」規模が412事業所（同24.6%）、「100～499人」規模が227事業所（同13.5%）となっている。

【外国人雇用事業所数及び外国人労働者数】 [別表2]、[別表8]、(参考表1)

単位：人、事業所
(各年10月末時点の数値)



【事業所規模別外国人雇用事業所数】

1,677事業所



【事業所規模別外国人労働者数】

8,761人



2 国籍別外国人労働者の状況

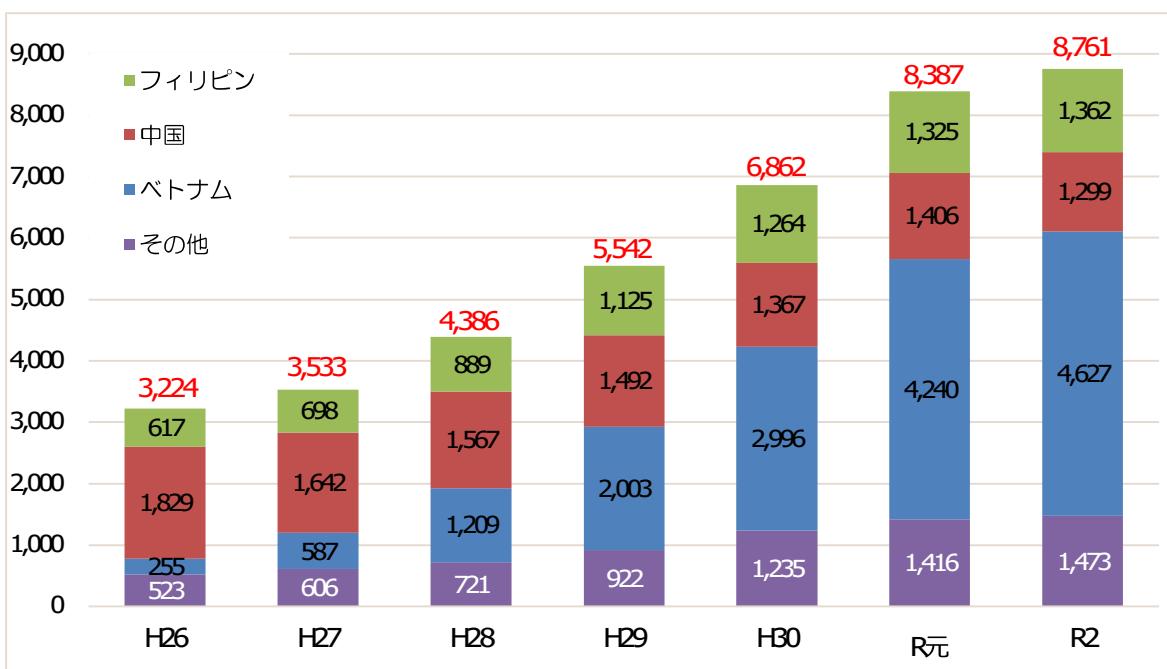
国籍別にみるとベトナムが最も多く4,627人で、外国人労働者全体の52.8%を占めている。次いで、フィリピン1,362人（同15.5%）、中国1,299人（同14.8%）となっており、この3カ国で外国人労働者全体の83.2%を占めている。

平成28年10月までは中国が最も多かったが、平成29年10月以降はベトナムが最も多くなっている。

さらに、国籍別の構成比については、平成29年10月から令和元年10月において、ベトナム・中国・フィリピンの順番であったが、令和2年10月にはじめてベトナム・フィリピン・中国の順番となった。

【国籍別外国人労働者数】 [別表1]、[別表7]、(参考表1)

単位：人
(各年10月末時点の数値)



3 在留資格別外国人労働者の状況

在留資格別にみると「技能実習」が最も多く5,861人で、外国人労働者全体の66.9%を占めている。次いで、「身分に基づく在留資格」1,321人（同15.1%）、「専門的・技術的分野の在留資格」923人（同10.5%）となっている。

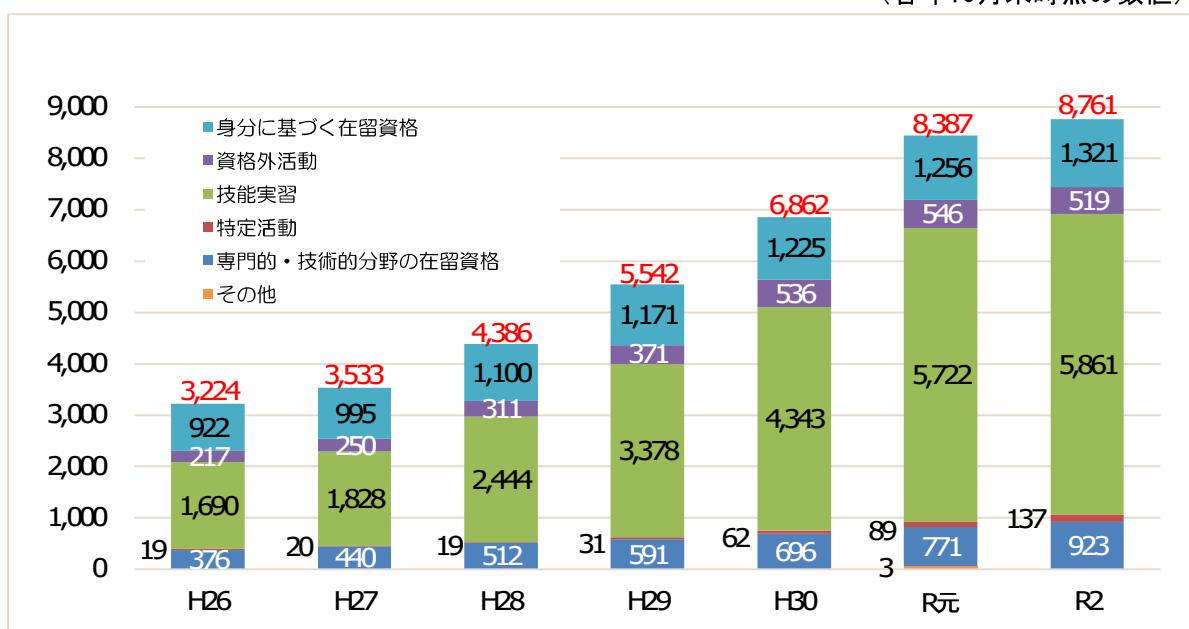
在留資格別の特徴として、「技能実習」は技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等の背景があると考えられるが、近年5カ年推移において大きく増加している。

なお、平成31年4月に創設された「特定技能」については、飲食料品製造業や農業などの特定産業14分野で就労する外国人労働者の在留資格である。「特定技能」で就労する外国人労働者数は[別表1]、[別表3]、[別表6]、(参考表1)において、「専門的・技術的分野の在留資格」に含めて示しているが、[別表9]において「特定技能」で就労する外国人労働者数99人の特定産業14分野ごとの内訳を示している。

【在留資格別外国人労働者数】 [別表1]、[別表3]、[別表6]、[別表9]、(参考表1)

単位：人

(各年10月末時点の数値)



※ 在留資格

『専門的・技術的分野』

「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「介護」「研究」「教育」「企業内転勤」「興行」「技能」「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」

『特定活動』

「特定活動（就職活動）」、「特定活動（EPA）」「特定活動（6ヶ月・就労可）」「特定活動（6ヶ月・就労不可）」など

『資格外活動』

「文化活動」「短期滞在」「留学」「就学」「研修」「家族滞在」

4 産業別外国人労働者の状況

産業別にみると製造業が最も多く3,884人で、外国人労働者全体の44.3%を占めている。

次いで、農業・林業1,226人（同14.0%）、卸売業・小売業893人（同10.2%）となっている。

製造業の中でも食料品製造業の就労者が最も多く2,739人で、製造業全体の70.5%を占めている。

なお、平成31年4月に創設された「特定技能」についてであるが、「別表9」をみると飲食料品製造業が最も多く53人で「特定技能」全体の53.5%を占め、次いで農業23人（同23.2%）となっている。

鹿児島県は、外国人材が職場や地域で円滑に定着できることを目的とした厚生労働省の委託事業である「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」において、令和2年度から令和4年度の間、全国5地域（北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県）のモデル地域に選定されている。

令和2年度においては、介護事業所へ「特定技能」の在留資格を所有した外国人材を受入れるための取組を展開しており、具体的には、鹿児島労働局及び鹿児島県に加え、国外の外国人材に対する募集・採用の方法や、定着に向けたノウハウなどについての知見を持つ民間職業紹介事業者（受託者）と連携しながら、外国人材の受入れから定着までを一貫して支援していく。

【産業別外国人労働者数】 [別表4]、[別表5]、[別表6]、[別表7]、[別表9]

単位：人

(各年10月末時点の数値)

